

第5編

津波災害対策編

第1章 津波の想定と震災対策

第1節 宮崎県における津波被害

日本でも有数の津波の常襲地帯と言われている四国太平洋岸付近に隣接する九州宮崎県沿岸は、過去に大小数多くの津波に襲われ、被害を被ってきた。¹

宮崎県沿岸に津波被害をもたらすような地震の発生する地域は、大きく3つが考えられる。

1つは、宮崎県沿岸の前面、日向灘沖で起こる地震、もう1つは紀伊半島・南海道、東海道沖で起きる地震である。このうち、紀伊半島・南海道沖で発生する地震は、規模が大きいために、津波も、他の津波に比べると、波高が高く、被害も大きい。さらには、南海トラフ沿いの地域も想定され、最大クラスが発生すると波高は最大となり、被害も甚大となると言われている²。

宮崎県に人命の損失を含む大被害を与えた津波は、寛文2年(1662年)日向灘沖、宝永4年(1707年)紀伊半島・南海道沖、明和6年(1769年)日向灘沖、安政元年(1854年)東海道・南海道沖、昭和の4つの地震によるものである。また、海外の地震によって被害が生じたものもあり、昭和35年(1960年)チリ地震による津波被害が生じた。

宮崎県に被害をもたらした主な地震、津波を以下に示した。

【宮崎県に被害をもたらした地震津波】

地震名	発生日（西暦）	マグニチュード
寛文地震	1662.10.31	7.6
宝永地震	1707.10.28	8.4
明和地震	1769.8.29	7.4
安政東海地震	1854.12.23	8.4
安政南海地震	1854.12.24	8.4
チリ地震	1960.5.23	9.5

これらの地震津波による津波被害は古文書等により、およそ伺い知ることができる。以下にこれらの地震津波による被害をまとめる。

○ 寛文地震 1662年10月31日（寛文2年9月20日）

この地震が発生したのは、寛文2年9月19日午前0時頃であった。日向沿岸一帯に大きな被害を与えたが、最大の惨状を呈したのは、青島付近で、殿所村は海中に陥没した。

「一宮巡詣記」には、「熊野原を行き過、たさしと言う所を通りけるに、入海広く見えたり。近き頃までは「とんところ」と云村ありしかとも、大地震に津波来りて、今は入り江になりたり

¹ 資料5-1「宮崎県沿岸に影響を及ぼした主な津波の記録」

² 資料5-2「宮崎県津波浸水想定（全体図、延岡市）」、資料5-3「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（延岡市）」

と聞て、」とあり、「延陵世鑑」には「なかにも、宮崎・那珂の両郡甚しく、山崩れ、谷埋れ民屋の破損は数を知らず。海辺の田畑、海となる事凡そ七、八千石に余れり。常に潮の満に、岩の頭をひたす所、地震後は、岩頭三、四尺海底になり、是を以て見れば、地の陥る事、三、四尺余なるべし。前代未聞の大地震なり。」と記されている。また「日向纂記」では「那珂郡の内、下加江田・本郷所々の地陥つて海となること周囲七里三十五町、田畑八千五百石余に及び、米粟二千三百五十石余流失あり、潰家千二百十三戸の内、陥つて海に入るもの二百四十六戸、其人員二千三百九十八戸の内、溺死十五人、牛馬五頭に及へり。飫肥城にも石垣九ヶ所百九十二間破壊し、・・・」と記されている。

宮崎地方では、大淀河口北岸へ下別府が陥没したため、その地の住民は全部西方別府に避難移住して上野町と称し宮崎市開発の基を成したとされている。

○ 宝永地震 1707 年 10 月 28 日（宝永 4 年 10 月 4 日）

地震が発生したのは、宝永 4 年 10 月 4 日 12 時頃であった。

我が国最大級の地震の 1 つで、家屋倒潰地域は駿河湾中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・大聖寺・富山・出雲・三原・筑後にまで及んだ。

津波の被害は、伊豆半島から九州までの太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長を襲い、八丈島をも襲った。

○ 明和地震 1769 年 8 月 29 日（明和 6 年 7 月 28 日）

地震が発生したのは、明和 6 年 7 月 28 日であった。

地震、津波による被害は、日向灘沿岸各地で起こり、大分城の門、櫓、石垣等が破損、寺社、町屋も大きな被害を受けた。また、高鍋城破損、延岡城石垣破損、築地城の塀破損等の被害を出した。また、薩摩で津波の被害を受けた。

○ 安政東海・南海地震 1854 年 12 月 23、24 日（安政元年 11 月 4、5 日）

この地震は安政東海地震によるものが安政元年 11 月 4 日 9 時頃、安政南海地震によるものが安政元年 11 月 5 日 16 時頃であった。地震津波被害は、安政東海地震が起こって、わずか 32 時間後に安政南海地震が起こっており、震災や津波の様子を、古文書から 2 つに区別することが難しい。

安政東海地震による津波の被害は房総半島から高知、九州の太平洋沿岸まで及んだ。特に被害の大きかった地域は、下田・遠州灘・伊勢志摩・熊野灘沿岸である。

安政南海地震による津波の被害は中部から九州に及ぶ。

○ チリ地震 1960 年 5 月 24 日

この地震は南米チリ沖を震源とする地震で、最大 2m 前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

第2章 津波災害予防対策計画

第2編第2章及び第4編第2章によるほか、以下のとおりとする。

《基本方針》

津波対策は、津波の発生に際して、迅速かつ適切な避難行動をとることにより、人的被害を相当程度軽減することができることから、防潮堤や水門等、津波からの防護のためのハード面の整備と併せ、高台や津波避難場所としての機能を有する堅固な建築物等を指定緊急避難場所として指定するとともに、避難路を整備し、避難のための体制の着実な整備を推進する。³

さらに、津波に関する防災上必要な教育や訓練の実施、津波の特性や津波に備える必要性等に関する市民の理解と関心を深めることで、津波対策をソフト、ハードの両面から総合的に推進する。

【担当機関】危機管理部、土木課、水産課、観光戦略課、消防本部

第1節 津波に強いまちづくり

1 海岸保全事業の施行

(1) 海岸護岸の整備については、発生頻度の高い津波に対しては防御できるよう、また、最大クラスの津波に対しては粘り強い効果を発揮できるよう国、県等に要望する。

ア 港湾海岸保全事業 イ 農地海岸保全事業
ウ 河川海岸保全事業 エ 漁港海岸保全事業

(2) 県北地域の輸送基地として機能維持を国・県へ要望する。

ア 延岡港 イ 延岡新港
ウ 熊野江港 エ 古江港

2 危険物を扱う施設の津波からの安全確保

産業との調和に配慮しつつ、消防等の関係機関と協力して、石油類や火薬類、高圧ガス、その他の危険物を大量に扱う施設の津波からの安全確保に努めるものとする。

3 津波避難対象地域における公共施設整備の方針

市は、津波避難対象地域に公共施設を整備する場合、「延岡市公共施設整備に係る津波指定緊急避難場所の整備に関する指針」に基づいて検討する。

³ 資料 5-4「津波発生時の指定緊急避難場所一覧」

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

1 津波監視体制の整備

(1) 陸上からの監視（市）

津波監視場所は、海岸付近の低地での監視は行わず、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所を設定する。

(2) 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できるよう、関係機関と連携し津波監視担当者を選任する。

2 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

(1) 津波警報・注意報伝達の迅速・確実化

ア 情報の入手

市は、全国瞬時警報システム（J－ALERT）や防災行政無線など所定の津波情報の入手及び伝達経路を整備点検し、沿岸地区への津波警報・注意報伝達の迅速化を図るとともに、夜間・休日における津波警報・注意報伝達の確実化に努める。

イ 住民への伝達

市及び防災関係機関は、津波警報・注意報及び避難指示が的確かつ迅速に伝達され、多くの住民が迅速かつ円滑に避難できるようにするために必要な体制の整備に努める。また、住民への津波警報・注意報の伝達手段として、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Ｌ－アラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、ケーブルテレビ、テレビ、コミュニティFM、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、インターネット（ホームページ）、広報車等の多様な情報伝達手段を確保し、住民への伝達を徹底する。

防災行政無線については、津波警報等の情報伝達に大きな役割を担うことから、デジタル化等の高度化、非常電源の容量確保や耐震性の向上を図り、充実に努める。

このほか、災害時の情報伝達手段としてツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアなどを活用するなど、伝達手段の多重化に努める。

なお、防災行政無線等で避難を呼びかける際には、予想される被害の大きさに応じて放送内容に違いを持たせるなど、緊迫感を持たせ住民の避難を促すため、呼びかけの工夫を行うよう努めるものとする。

(2) 伝達協力体制

市は、沿岸部の多数の者が出入りする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業所（旭化成等）及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報・注意報の伝達系統の確立等に関し継続して協議を行い、協力体制の増強に努める。

第2項 避難収容体制の整備

1 津波避難計画等の策定

(1) 避難対象地域の選定及び避難困難地域の抽出

市は、県が公表した新たな津波浸水想定に基づき、避難対象地域を選定し、重点的に避難体制の整備を進める。また、避難対象地域内で最短津波到達時間内に避難できる場所が無い地域を特定津波避難困難地域として抽出するものとする。

(2) 津波避難路の整備

ア 地域主体

高台や裏山などに迅速な避難を行うためには、津波避難路の確保が必要となる。このため、「協働・共汗津波避難路整備事業」などを活用し、避難路の簡易な舗装や工事に必要な原材料、資材の提供を市が行い、住民との協働作業によって津波避難路の整備に努める。避難路の整備にあたっては、高台等への経路には手すりを付けたり、階段やスロープ式にするなど、高齢者等の要配慮者（災害時要配慮者）に配慮したものとする。また、夜間にも安全に避難できるよう、地震による停電時にも点灯可能な避難誘導標識等の整備に努める。

イ 市主体

避難困難地域において、新たに高台を指定緊急避難場所に指定をし、そこへ通じる道路が無い場合については、市が地元と協議し津波避難路を整備するものとする。

(3) 指定緊急避難場所の指定

津波浸水想定地域内において、高台等がない地域では、指定緊急避難場所としての機能を有する堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物などを、津波避難ビルとして整備・指定に努めるものとする。なお、津波避難ビルを指定する際、施設管理者と確認書等を締結するものとする。

(5) 観光地等の利用者の避難誘導及び指定緊急避難場所看板等の設置

市は、観光客等の地理的不案内者が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難方法、指定緊急避難場所等を定めておく。また、場所に応じて、「津波避難場所表示看板」等を設置するなどして、周辺の地理や津波に対する注意喚起に関する周知を図る。

(6) 避難誘導等にあたる者の安全確保

市は、消防職員や消防団員、警察官、市職員などの水門閉鎖等の防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る退避ルールを定めるよう努めるものとする。また、国等は、水門・陸門閉鎖の遠隔操作・自動化の推進や緊急地震速報との連動システムによる遠隔操作、情報連絡体制の整備に努めるものとする。

2 避難場所等、避難路の確保

(1) 避難関連施設の整備

ア 市は、特定津波避難困難地域内において、住民を最短津波到達時間内に避難させるため、地元と協議・調整を図り、指定緊急避難場所として、津波避難施設を整備するものとする。

イ 市は、津波浸水想定地域外に、津波で被災し住居等を失った方が命をつなぐための「指定避難所」を整備するものとする。

ウ 市は津波から命を守るために整備する「指定緊急避難場所」と命をつなぐ目的で整備する「指定避難所」について、間違わないように両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 津波対策における指定緊急避難場所

ア 候補地として、海岸、河口域の低地を除く高台や裏山等のほか、堅ろうな建物や施設等を津波避難ビルとして選定する。

イ 津波の規模、到達時間等に応じてより高所で安全な場所を確保する。

ウ 県の南海トラフ巨大地震に係る地震津波の規模を想定する。

3 避難場所等の広報と周知

津波による被害のおそれのある地域の住民については、適切な場所に、統一的な図記号等を記載した「津波避難場所表示看板」等を設置するなどして、日常から津波の指定緊急避難場所を周知する。また、高齢者等が地域で協力して避難できる体制づくりを目指し、地域住民による自主防災組織等の組織化を図る。

第3節 市民の防災活動の促進

1 津波に関する知識の普及

(1) 住民への普及

日頃から津波に対する次のような注意事項を繰り返して周知する。

- ア 震度4程度以上の地震を覚知したとき、又は弱い地震であってもゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。避難の基本は、より遠くではなく、近くて高い場所を目指して避難する。
- イ 津波発生時の避難は、徒歩避難を原則とする。なお、徒歩困難者が避難する場合など自動車避難を検討せざるを得ない場合は、自動車使用の限界量以下に抑制するよう地域での合意形成に努める。
- ウ 大きな揺れを感じたらまず避難を優先し、その後でラジオ、テレビ、無線放送等を通じて津波等に関する正しい情報を入手するようにする。
- エ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- オ 地震を感じなくても、津波注意報が発表されたら、直ちに海水浴や磯釣りを止め、海岸のそばから離れる。
- カ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

(2) 津波に関する防災教育

住民が、津波に関する最新の知見や地域において想定される津波による被害、津波が発生した際にとるべき行動等に関する知識の習得を通じて、津波が発生した際に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育その他の機会を通じ、津波に関する防災上必要な教育の普及に努める。

2 津波ハザードマップの整備

(1) 最新の知見に基づいた津波被害の周知等

地域において想定される津波により浸水する範囲及び、その水深を住民に周知するに当たっては、国や県が行った津波に関する最新の知見に基づく被害の予測結果を活用し、周知を図る。

(2) 「津波ハザードマップ」の整備

市は、津波による浸水が予想される地域について、県が作成した宮崎県津波浸水想定に基づき、津波浸水想定区域、指定緊急避難場所の位置や名称等を分かりやすく表示した津波ハザードマップの整備を行い、住民に配布した。なお、今後の見直し等にあたっては、地域住民の参画を得るように努めるものとする。

3 津波に対する防災訓練

津波による被害を防止するため、迅速に近隣で協力して避難が行えるよう、自主防災組織等を含めた防災訓練を実施する。訓練では、高齢者や障がい者なども含め、実際にどれくらいの時間で避難できるか避難に要する時間を計測したり、くり返し訓練を行うことで、避難時間の

短縮を図るなど、実効性のある内容となるように工夫を行う。特に、津波から身を守るためには、迅速な自主避難行動が重要であることから、平常時から継続して津波に対する防災意識の啓発に努める。

津波災害警戒区域に係る水防団は、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加しなければならない。

第1編
総論

第2編
共通対策編

第3編
風水害対策編

第4編
地震災害対策編

第5編
津波災害対策編

第6編
南海トラフ地震防
災対策推進計画編

第7編
その他の災害編

第3章 津波災害応急対策計画

第2編第3章及び第4編第3章によるほか、以下のとおりとする。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

《基本方針》

市域に地震災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される地震情報、津波注意報、警報及び津波情報等を迅速かつ確実に伝達するため、伝達システムを定めて適切な防災対策の実施を図るものとする。

【担当機関】総合調整班：危機管理企画課・防災施設整備室、総務課、職員課、管財課
総務広報班：総務課、職員課、管財課、財政課、会計課

第1項 津波に関する情報の迅速な伝達等

1 津波警報等・津波予報・津波情報の伝達

津波警報、注意報の発表及び解除と津波予報の発表は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。

(1) 津波警報・注意報の種類と基準

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらを基に沿岸で予測される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（一部の地震⁴については最速2分程度）を目標に、大津波警報、津波警報、又は津波注意報を、津波予報区単位で発表する。

⁴ 日本近海で発生し緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地域。この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表し、非常事態であることを伝える。このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合は、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。

◇津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準及び想定される被害と取るべき行動	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表
大津波警報	【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合に発表 【想定される被害と取るべき行動】 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10 m超 (10 m < 予想高さ) 10 m (5 m < 予想高さ ≤ 10 m) 5 m (3 m < 予想高さ ≤ 5 m)	巨大
津波警報	【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合に発表 【想定される被害と取るべき行動】 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	3 m (1 m < 予想高さ ≤ 3 m)	高い
津波注意報	【発表基準】 予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合に発表 【想定される被害と取るべき行動】 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。	1 m (0.2 m ≤ 予想高さ ≤ 1 m)	(表記しない)

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波予報の種類と基準

地震発生後、津波による災害が起こる恐れがない場合には、津波予報を発表する。

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

(3) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの情報を発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	実際に沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(4) 津波予報区

津波警報・注意報は予報区ごとに発表する。

津波予報区	地域（宮崎県及び隣接県のみ）
宮崎県	宮崎県
大分県瀬戸内海沿岸	大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までを除く。）
大分県豊後水道沿岸	大分県（関崎東端から大分県と宮崎県との境界線までに限る。）
鹿児島県東部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸に限る。）
鹿児島県西部	鹿児島県（佐多岬南端以北の太平洋沿岸、西之表市、奄美市、熊毛郡、大島郡、鹿児島郡の三島村及び十島村を除く。）

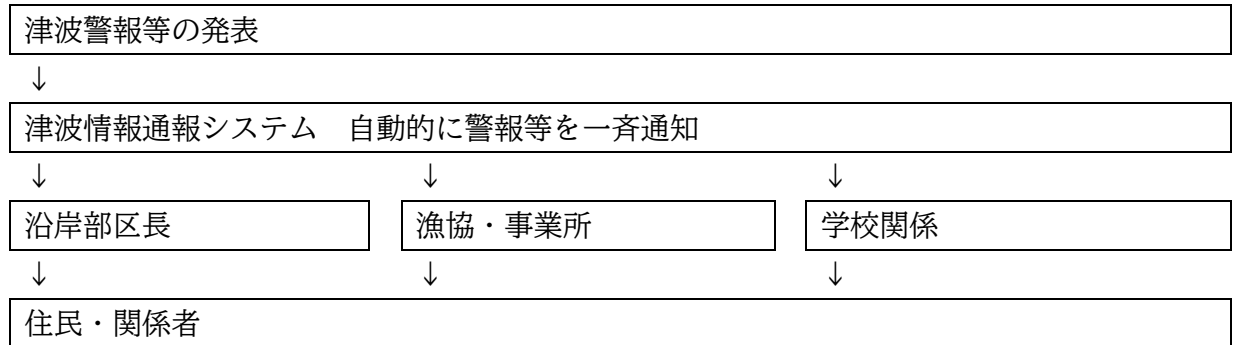
2 津波警報・注意報、津波情報伝達計画

(1) 通報・伝達

ア 津波情報通報システム

津波警報や注意報の発表時には、庁舎内に設置した津波情報通報システムにより、沿岸部の住民等へ迅速な情報伝達を行う。

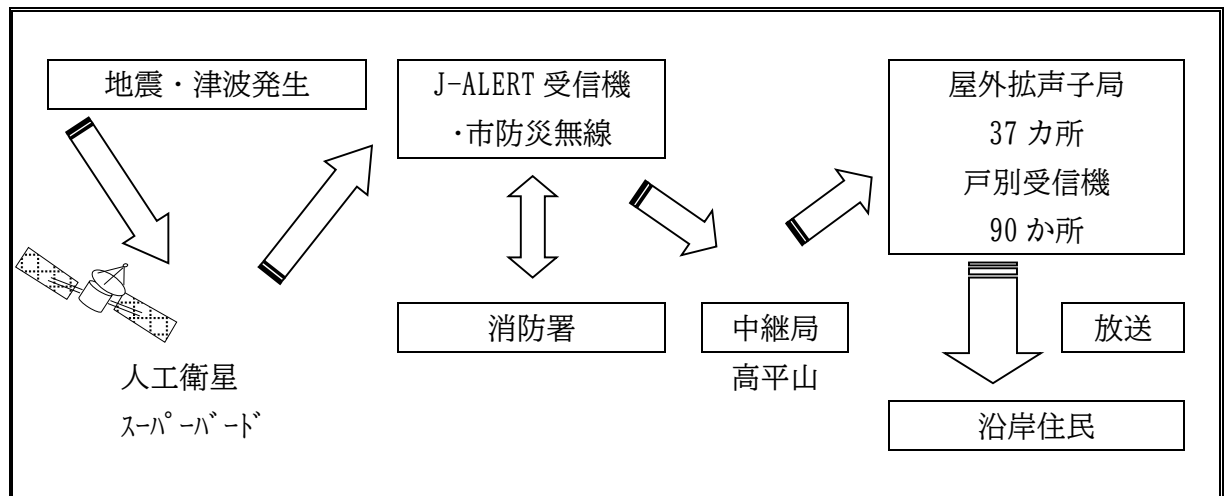
【システム概要図】



イ 延岡市防災行政無線（同報系）による伝達

地震に伴い津波注意報や警報が発表された場合には、沿岸部の住民へ延岡市防災行政無線同報系システム（同報系無線）により、津波警報や避難指示等を電子サイレンと音声により即時伝達を図る。

【同報系無線による伝達経路】



(2) 注意報発表（津波の高さは0.2m以上1m以下）

津波の警報等は危険地域に対して極めて迅速に周知されなければならないため、関係機関は次表の津波情報伝達組織により可能な限り迅速かつ的確な津波警報等を伝達する。

消防本部	危機管理部
■各システム（宮崎県災害情報共有システム、Em ネットシステム、災害メールー斉配信システム等）で得た情報を、消防署、各分署、消防団へ伝達する。 ■延岡市水防計画書に基づき津波への警戒態勢を整える。	■全国瞬時警報システム（J-ALERT）により自動的に起動し同報系防災行政無線で岸部の区長宅の戸別受信機及び屋外拡声器で一斉に住民に伝える。 ■災害情報メールー斉配信システムにより、予め登録した住民にメールで情報伝達する。

(3) 警報発表（津波の高さは数メートルに達する）

消防本部	危機管理部
■津波注意報発表に同じ	■津波注意報発表に同じ

(4) 監視体制

津波警報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。ただし、潮位監視のために消防職員及び消防団員を海岸近くへ配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行う。

- ア 強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合
- イ 弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

(5) 事前措置

市は、海岸付近の住民等へ津波警報等の発表があった場合、直ちに海岸から退避、安全な場所に避難するよう周知徹底しておく。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知徹底しておく。

(6) 避難指示等の伝達

市は、津波警報等の発表があった場合、海岸に残留する者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、高台や津波指定緊急避難場所等に避難するよう避難指示を発令する。

3 住民への広報（第2編第3章第16節参照）

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

4 船舶に対する伝達

市は、同報系防災行政無線、有線放送、電話等の方法を用い宮崎海上保安部、海岸・港湾管理者、漁協、島野浦漁業用海岸局（昼間）と連携し、次の事項について船舶に対する津波情報の伝達を行う。

- (1) 船舶、漁船等の固定
- (2) 港外退避などの措置

5 異常現象発見時の通報（基本法 54 条関連）

本項目については、第3編第3章第1節を準用する。

第2項 水防活動

1 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ、安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。